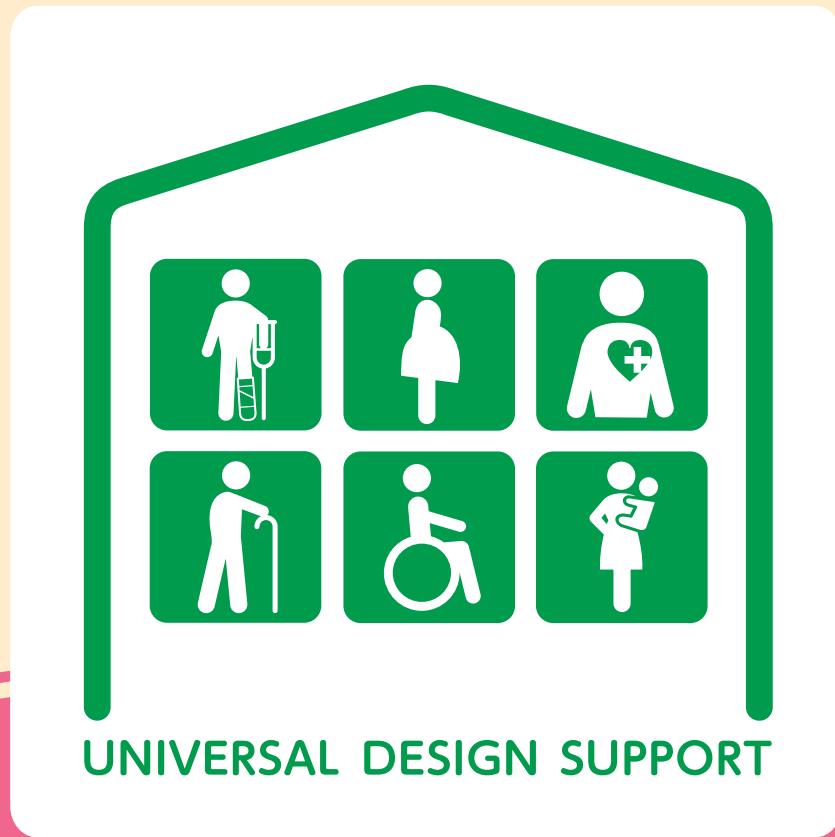


だれもが安心して過ごせる避難所を目指して

# 避難所のユニバーサルデザインに 向けた取組ガイドライン

(福祉避難コーナー設置ガイドライン)



平成 31 年 3 月 京都府

# 目次

はじめに	1
1 なぜ一般避難所のユニバーサルデザインを意識する必要があるのか	2
2 ユニバーサルデザインの考え方	2
3 避難所レイアウト例（長期避難生活を想定の場合）	3
4 避難所レイアウトの工夫例	5
5 ユニバーサルデザインを意識した避難所設置訓練実施イメージ	6
<ステップ1>必要スペース等を検討	6
<ステップ2>ユニバーサルデザインを検討	6
<ステップ3>レイアウトの作成	6
<ステップ4>レイアウトを再現	6
6 要配慮者とサポート方法例	7
7 事前に準備をしておくこと	9
(1) 食料品等生活面	9
(2) 人材育成	9
8 最後に	10

# はじめに

災害が起きると、地域の小学校の体育館などに一般避難所が開設されます。

そこには地域住民の皆さんが避難しますが、高齢者や障害者、妊産婦、外国人など、「要配慮者※」にとっては、床に寝転んだり、トイレが整備されていないなど過ごしにくい環境のため、ユニバーサルデザイン化がされていない一般避難所へは避難しにくいことから、倒壊の危険性がある自宅や車中での避難となりがちです。

そこで本書では、要配慮者の方を含むすべての地域の方々が安心して、避難所で過ごすことができるよう、避難所をユニバーサルデザインに進めるための簡単な方法等を紹介しています。

あらかじめ避難所のレイアウトの作成や、訓練を実施するなど、地域の皆さんとともに災害に強いまちづくりを進めましょう。

## 「要配慮者」とは

災害対策基本法第8条第2項第15号に、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者【後略】」と定められており、前記の福祉的な支援が必要な方をはじめ、妊産婦の方、言葉が通じにくい外国人や避難時に負傷した傷病者などを含め、災害時の一連の行動の際、日常生活の支援が必要な人々をいいます。

以下、本書では、総称として「要配慮者」と記載します。

要配慮者の種別、サポート方法等は、P7に記載しています。

## <本書で使う用語について>

### <一般避難所>

体育館や公民館などの指定避難所を「一般避難所」として表記します。

ただし、一般避難所は本来の利用目的に沿って設計されているため、要配慮者が長期の避難生活を送る環境として適していません。

### <福祉避難所>

バリアフリー設備が整えられているなど、要配慮者の良好な生活環境が確保でき、相談や助言、支援を受けることができる体制が整備されている避難所です。

(災害対策基本法施行令第20条の6第1項第5号、「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」)

# 1 なぜ一般避難所のユニバーサルデザインを意識する必要があるのか

平成28年4月の熊本・大分地震では要配慮者が、一般避難所のユニバーサルデザイン化が進んでいないことから、倒壊寸前の自宅や、車中泊により避難生活を送る事例や、指定の福祉避難所に住民が殺到したことで、福祉避難所としての本来の役割を發揮することができない事案が発生しました。

さらに、平成23年の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされていない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、または悪化し、死に至るという災害関連死が多発しました。

また、災害発生直前までは健康だった方も、けがや、避難所での生活が長期間続くことで要配慮者になることもあります。

このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が重要です。

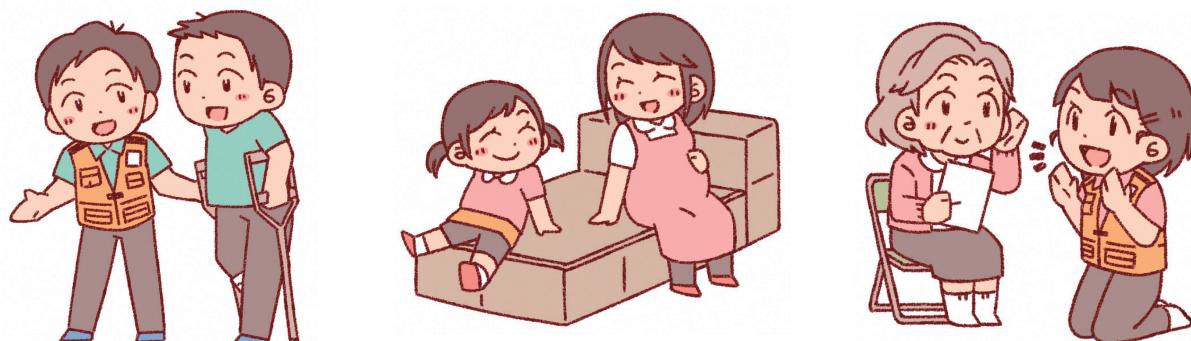
ハード面での整備が進んでいない一般避難所でも、ちょっとした配慮があれば要配慮者の負担は大きく軽減できます。

いざという時に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことができる避難所の体制を整備ていきましょう。

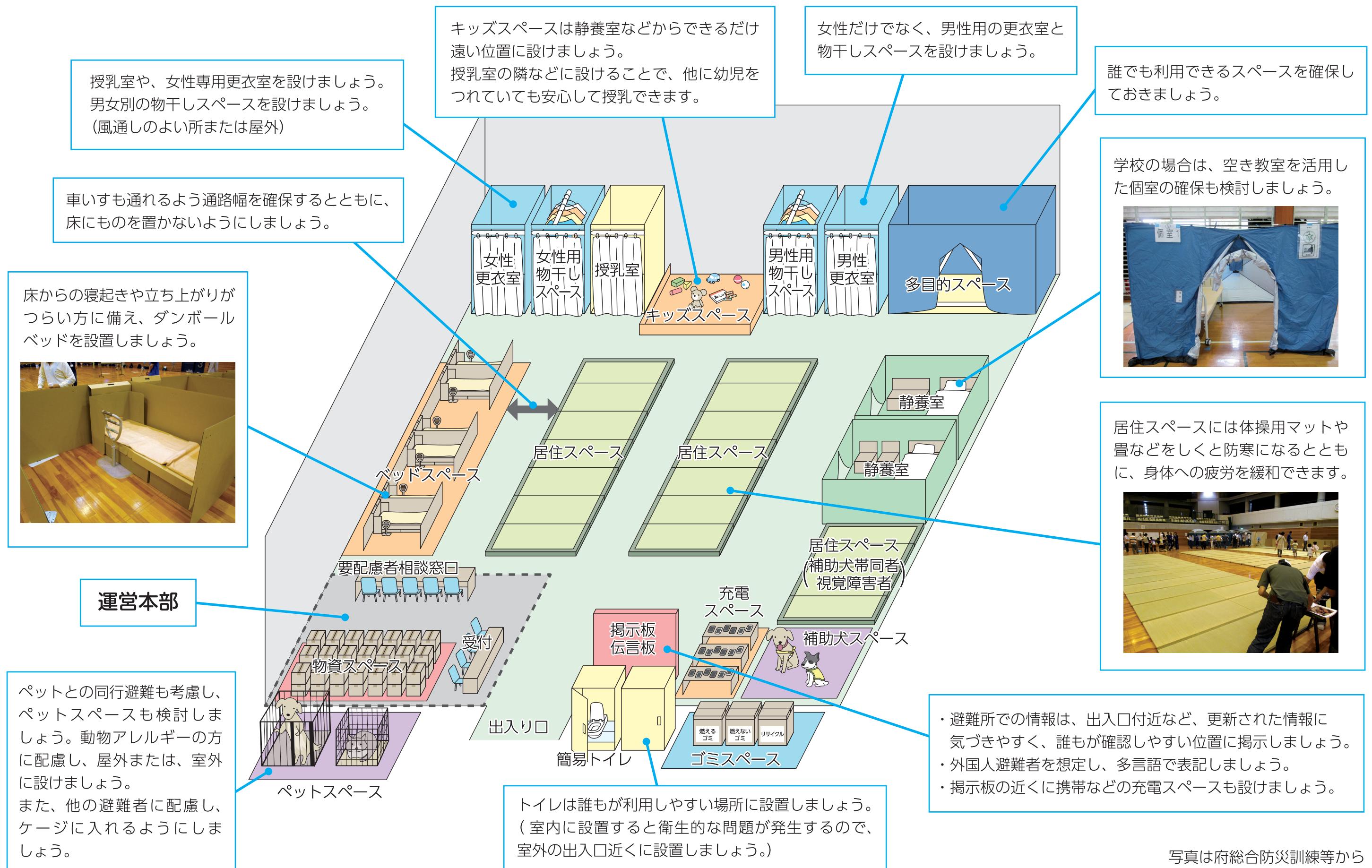
## 2 ユニバーサルデザインの考え方

社会には男性や女性、子どもやお年寄り、心身に障害がある人、日本語が分からない人など様々な立場の人たちがいます。こうした違いを超えて、できるかぎり多くの人が使いやすいように事前に備えておくことがユニバーサルデザインの考え方です。

一方、バリアフリーは障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを除去する考えですが、一般避難所においては、障害の有無や性別・年齢・人種に関わらず、すべての人が利用しやすいようあらかじめ生活環境をデザインしておくユニバーサルデザインの考えが必要となります。



### 3 避難所レイアウト例（長期避難生活を想定の場合）



写真は府総合防災訓練等から

# 4 避難所レイアウトの工夫例

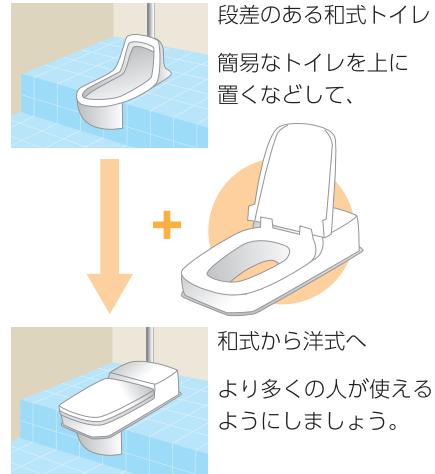
## (生活環境の確保)

○寝具類 … 要配慮者が寝起きしやすいために介助もしやすくなる。

- ・ダンボールベッド（簡易ベッド）
- ・マットレス
- ・ベッドサイドテーブル

○トイレ関係 … 誰もが使いやすいように。

- ・洋式の仮設トイレ
- ・衛生用品（紙おむつ、女性用品）
- ・車いすでも使用できるように広さを取り、段差をなくす。（広いと介助者も同行できる。）



## (プライバシーの保護、バリアフリー対策)

- ・間仕切り用資材 … ダンボール、卓球用フェンスなど
- ・簡易個室用テント … 個室の確保
- ・段差解消のためのスロープや段差プレート … バリアの解消

（避難所運営グッズ） … 七つ道具として事前に準備しておく。訓練でも活用できます。

- ・文房具類（筆記用具（鉛筆、太めのペン、多色）、消しゴム、避難者名簿作成台紙、スケッチブック、ガムテープ、セロハンテープ、のり、はさみ、カッターナイフなどの事務用品）
- ・懐中電灯（予備の電池、発電機なども可能な限り準備）
- ・ラジオ
- ・たこ足コンセント
- ・筆談用ホワイトボードなど、コミュニケーションボード（外国語表記もあるもの）
- ・ポリ袋、除菌グッズ
- ・掲示板（避難所ルール、情報提供など）、立入禁止マーク、避難所レイアウト
- ・避難所運営班のビブス、ゼッケンなど

※エリアごとの案内標識も、避難所設営時の必要物品とあわせて事前に作成しておくと非常に便利です。

施設にもともと備わっている個室なども利活用できるよう、日頃から施設管理者等と調整し、災害時に備えましょう。

# 5 ユニバーサルデザインを意識した避難所設置訓練実施イメージ

## ステップ1 必要スペース等を検討

避難所に必要と考えられるスペースを検討しましょう。

- <例>
- ・受付
  - ・相談窓口
  - ・生活スペース
  - ・更衣室（男女別、LGBTにも配慮）
  - ・授乳室、キッズスペース
  - ・トイレの場所（簡易トイレ設置場所）
  - ・個室（テントでも可）静養室
  - ・ベッドコーナー
  - ・通路の幅
  - ・掲示物の位置
  - ・物資スペース
  - ・ペットスペース

## ステップ2 ユニバーサルデザインを検討

ステップ1で考えたスペース等について、ユニバーサルデザインを意識して検討しましょう。

- ・掲示物等の情報伝達方法（外国語表記、視聴覚障害者への配慮）
- ・通路幅（車いす利用者でも通りやすいか）
- ・男女別更衣室の設置 ※LGBTも考慮
- ・個室の確保（テント等でも可）
- ・受付けに要配慮者相談窓口の設置

※高齢者や、歩行困難者、車いす利用者が避難してくることも考え、段差があれば、段差プレートなどを設置し、躓きなどを防止しましょう。また、段差の前にテープなどで、段差注意を促しましょう。

## ステップ3 レイアウトの作成

ステップ1・2で検討したスペースをまずは平面図などにおとしてみましょう。

※本書P3、4のレイアウトを参照してください。

## ステップ4 レイアウトを再現

要配慮者を意識したユニバーサルデザインの避難所を建物内に再現してみましょう。（防災訓練などで実施していただくと、地域の方への理解も得られて非常に有効です。）

# 6 要配慮者とサポート方法例

## ○高齢者

- ・熱中症や脱水症状などの体調の変化に気をつけましょう。
- ・床に物があつたり、濡れていたりすると転倒する危険性があります。
- ・認知症の人は雑音が多いと不安定になるため、静かな環境を整えましょう。

## ○手や足に障害がある人

- ・移動に困難がある人のスペースは通路側に確保し、移動距離を短くしましょう。
- ・車いす利用者がいる場合は通路に荷物を置かないようにするとともに、段差等では一声かけてサポートしましょう。

### <避難所での対応例>

#### ○段差

車いす利用者や高齢者、ベビーカー利用者などは、段差の移動が困難  
⇒段差プレートや板などで段差を解消

#### ○トイレ

和式トイレや、狭いトイレでは、車いす利用者やけが人など歩行困難な人は利用ができない  
⇒洋式のポータブルトイレを活用

#### ○通路

通路幅が狭いと車いす利用者が通行困難  
⇒事前にレイアウトを作成し、車いすが通れる通路幅を確保

## ○視覚・聴覚障害のある人

- ・配給などの重要な情報が伝わっているか個別に確認しましょう。
- ・居住スペースは壁際や角など比較的本人にわかりやすい居住スペースを確保しましょう。(視覚障害者)
- ・掲示板や事務局本部など、視覚での情報伝達が伝わりやすい場所を確保しましょう。(聴覚障害者)

## ○内部障害のある人

- ・簡易発電機(電磁波)の近くにペースメーカーを利用している人が近づかないように注意を促しましょう。
- ・必要な医薬品がある場合は利用者に確認し、避難所運営者などを通じて専門機関に伝えましょう。

## ○知的・精神・発達障害のある人

- ・本人が伝えたいことをゆっくり聞き、本人の意思を尊重しながら接しましょう。
- ・居場所を明確にするため、間仕切りやイス・座布団などを置きましょう。
- ・パニックを起こしている人には個室や静養室などを活用しましょう。

## ○難病者・希少難病者

- ・必要な設備や医薬品の手配や、関係機関の協力が必要な場合は避難所の運営者などを通じて専門機関に連絡しましょう。

## ○妊娠婦・乳幼児

- ・男性には相談しにくい問題もあるため、妊娠婦には女性の支援者が声をかける方がのぞましいでしょう。

## ○外国人

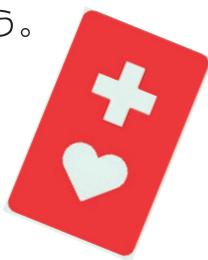
- ・外国人の人（住民・観光客）も利用できることを伝えましょう。
- ・各種貼紙はわかりやすく表示し、多言語表記にしましょう。
- ・やさしい日本語や、ボディーランゲージ・サインを活用し、日常生活に必要な情報を伝えましょう。

## ○支援が必要なけが人

- ・移動に必要な補装具（杖・車いすなど）を配付しましょう。
- ・医療的な対応が必要な場合は医療機関などと調整の上、移送しましょう。
- ・医療機関などの巡回診察も実施しましょう。

## ○ヘルプマークを付けている人

- ・個別に様態や配慮が必要な事項などを聞き取りましょう。



<困難を減らすために>

### ○要配慮者への対応

サポート方法の知識不足や、女性のニーズへの理解不足  
⇒研修、避難訓練、本書などを活用し、要配慮者のニーズに対応できる人材を各地域で養成

### ○情報伝達の課題

聴覚や視覚に障害のある人や、日本語が理解できない人への重要な情報が伝わらない  
⇒聴覚障害の人にはメモなどの視覚的情報、視覚障害の人にはアナウンスなど  
音声、外国人には絵やサインを活用

# 7

## 事前に準備をしておくこと

### (1) 食料品等生活面

#### ○食料品

- ・やわらかいレトルト食品
- ・粉ミルク
- ・食物アレルギー対応食

#### ○トイレ関係

- ・凝固剤、ゴミ袋
- ・衛生用品（紙おむつ、女性用品）

#### ○避難所設置運営グッズ【再掲】

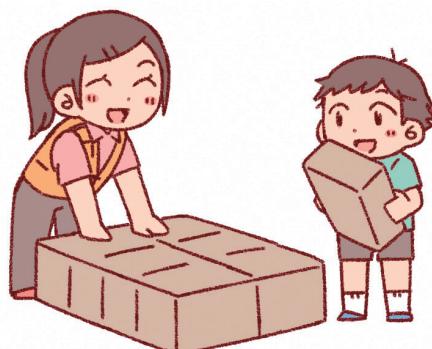
七つ道具として事前に準備しておく。訓練でも活用できます。

- ・文房具類（筆記用具（鉛筆、太めのペン、多色）、消しゴム、避難者名簿作成台紙、スケッチブック、ガムテープ、セロハンテープ、のり、はさみ、カッターナイフなどの事務用品）
- ・懐中電灯（予備の電池、発電機なども可能な限り準備）
- ・ラジオ
- ・たこ足コンセント
- ・筆談用ホワイトボードなど、コミュニケーションボード（外国語表記もあるもの）
- ・ポリ袋、除菌グッズ
- ・掲示板（避難所ルール、情報提供など）、立入禁止マーク、避難所レイアウト
- ・避難所運営班のビブス、ゼッケンなど

※エリアごとの案内標識も、避難所設営時の必要物品とあわせて事前に作成しておくと非常に便利です。

#### ○その他

- ・ダンボールベッド（事前に用意できる分、協定先から納品される分）
- ・発電機
- ・補装具（車いす、白杖、杖）
- ・ダンボール
- ・ポリ袋
- ・除菌グッズ



## (2) 人材育成

### ○要配慮者班の編制

災害時の避難所運営班の一つとして、要配慮者班を設けましょう。

班は、福祉的な知識を持つ人材だけでなく、要配慮者のニーズへの対応方法や理解を持った人材で組織し、日常生活の支援を含めた、何でも相談できる窓口を設置しましょう。また、女性特有のニーズへの対応にも備え、女性も含めた班編制を検討しましょう。

⇒日頃からの地域の防災訓練などで要配慮者班の設置訓練や、要配慮者班員としての実践訓練を実施し、地域で要配慮者への支援者や理解を持った人材を養成しましょう。

# 8 最後に

図面上で確認できても、実際に設置してみると思った以上に通路幅やベッドの設置間隔が狭い、段差の確認など、様々な気づきがあります。

全てを一度に実施することは難しくても、できる範囲で日頃から設置訓練などに取り組み、要配慮者が日常生活を送る上での問題等への対応を事前に検討し、災害時に備えましょう。

さらに、指定の避難所になっていることが多い体育館などは、災害時にはどこまで施設を開放できるのかを事前に話し合っておくことも大切です。

避難所は避難者の自主的な運営を目指すことが重要です。そのためにも、平時から避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者への理解を持った人材の養成に取り組みましょう。

また、本書はあくまでも一例を紹介するものです。実際の現場では臨機応変に柔軟な対応を心がけましょう。

### <府総合防災訓練において出た意見>

- ・トイレ設置場所は避難スペースの外に設置。(要配慮者も利用しやすい場所)
- ・物資スペースは受付・相談窓口の近くに設けると管理しやすい。
- ・ペットと同行避難者のためのペットスペースの確保が必要。



## ◆平成 30 年 7 月豪雨災害関係（岡山県の避難所例）



ダンボールベッドが配布され、避難所内に冷房も完備された。



教室も避難者用に開放され、送風機がセットされた。  
開放された一部の教室ではペットの部屋も用意された。